



発行 東京都

令和七年五月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

千代田区丸の内二丁目三番二及び五番一 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

告示

○建築基準法による一団地の区域（都市整備局市街地建築部建築指導課）

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（環境局環境改善部化学物質対策課）

○土地収用法による収用の裁決手続開始（二件）（東京都収用委員会）

正誤

○令和七年三月二十五日付東京都教育委員会規則第一号

○令和七年三月三十一日付東京都教育委員会規則第十号

告示

●東京都告示第六百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

●東京都告示第六百二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条の規定により、令和六年東京都告示第千九十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年五月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区代々木神園町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

【格子の回転角度(0度0分0秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

**【凡例】**

- - - 単位区画
- 調査対象地
- 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1090号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第296号により指定した区域)

【起 点】

起点は、X座標：-36450.3147、
Y座標：-12382.1370とする。

点名	X座標	Y座標
起点	-36450.3147	-12382.1370
1	-36470.3147	-12502.1370
2	-36480.3147	-12502.1370
3	-36480.3147	-12492.1370
4	-36470.3147	-12492.1370
5	-36550.3147	-12502.1370
6	-36560.3147	-12502.1370
7	-36560.3147	-12492.1370
8	-36550.3147	-12492.1370
9	-36650.3147	-12082.1370
10	-36660.3147	-12082.1370
11	-36660.3147	-12072.1370
12	-36650.3147	-12072.1370
13	-36730.3147	-12042.1370
14	-36741.0862	-12042.1370
15	-36741.3748	-12032.1370
16	-36730.3147	-12032.1370

点名	X座標	Y座標
17	-36760.3147	-12462.1370
18	-36770.3147	-12462.1370
19	-36770.3147	-12452.1370
20	-36760.3147	-12452.1370
21	-36520.3147	-12172.1370
22	-36530.3147	-12172.1370
23	-36530.3147	-12162.1370
24	-36520.3147	-12162.1370
25	-36530.3147	-12052.1370
26	-36540.3147	-12052.1370
27	-36540.3147	-12042.1370
28	-36530.3147	-12042.1370
29	-36580.3147	-12092.1370
30	-36590.3147	-12092.1370
31	-36590.3147	-12082.1370
32	-36580.3147	-12082.1370

※表中の座標値は、
測量法(昭和24年法律第188号)
の規定により、世界測地系座標計算
によって作成した。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定
により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和7年5月27日

東京都収用委員会
会長 松尾 弘

1 起業者の名称 東京都
2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第81号線

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関する権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和7年5月15日

別記のとおり

付
出

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都豊島区南池袋二丁目	28番25	宅地	m ² 131.01	m ² 131.01	m ² 131.01	株式会社 全国学生 協会	東京都千代田区 神田三崎町二丁 目1番15号	学校法人 東京育英 学園	東京都豊島区 南池袋二丁目 8番3号	土地の賃貸借による権利 根抵当権 平成1年6月21日受付 第15912号 条件付賃借権設定仮登記 平成4年7月23日受付 第14162号	

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年5月27日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線「街路第81号線」
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等
 4 土地所有者の氏名及び住所
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏
 名、住所及びその権利の種類
 6 裁決手続開始決定年月日 令和7年5月15日

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都豊島区南池袋二丁目	28番26	宅地	m ² 4.73	m ² 4.73	m ² 4.73	学校法人 東京育英 学園	東京都豊島区 南池袋二丁目 8番3号	城北信用 金庫	東京都荒川区 荒川三丁目79 番7号	抵当権 平成13年5月2日受付 第9424号	

正誤

○令和七年三月二十五日付東京都教育委員会規則第一号

ページ一段一行一誤一正

九一中一一五一(「以下」一(以下

○令和七年三月三十一日付東京都教育委員会規則第十号
増刊29十一ページ下段中「奥多摩町」を「大島町」に訂正する。

大島町

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二(代)郵便番号163-8001

定価

一本号
一箇月
(郵送料を含む)三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
郵便番号113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の製造過程でリサイクルが可能であることを示すものです。